

議案番号	件名	
提案課名	内容	
議案第48号	三田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例の制定について	
都市政策課	<p>【改正趣旨】          開発許可制度の弾力的運用を図るため、三田市都市計画法施行条例の一部を改正するもの。</p> <p>【改正内容】</p> <p>①土地利用計画の変更申出の手続きの迅速化（第6条）          土地所有者等が土地利用計画の変更申出を行った場合、現行では土地利用計画の変更案の作成は、都市計画マスタープランの見直し（5年もしくは10年毎）と合わせて実施するものとしていたが、改正後は随時実施するものとする。手続きの迅速化を図ることで、集落の良好な居住環境の形成や地域活力の維持のための土地利用を促進する。</p> <p>②UJI ターン者及び世帯分離者の自己用住宅の立地を可能とする新たな許可基準を追加（別表3-2（第7、8条関係））  <u>宅地化された土地に建築できる自己用住宅</u></p>	
	建築できる用途	<p>①自己の居住の用に供する戸建住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の延べ面積が280㎡以下</li> <li>・原則、建築物の敷地面積が200㎡以上かつ500㎡未満</li> </ul>
	建築できる者 (②③いずれか)	<p>②三田市外から転入する者で、移住・定住の促進に資するものとして、市長が認めた者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入する世帯構成員のうち、申請時に1名以上が本市以外に継続して1年以上居住している者</li> <li>・人口減少が進展する区域内への移住・定住であること</li> </ul> <p>③開発区域周辺の市街化調整区域内に通算して10年以上居住する者(地縁者)で、転勤等による転入、借家からの転居、婚姻等による別世帯の構成等をする者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転勤等に伴いUターンし故郷に定住する場合</li> <li>・現居住に狭小過密、借家、立退き又は被災の事情があり転居する場合</li> <li>・婚姻を契機に独立して別世帯を構成する場合、又は2以上の世帯が同居する住宅から分離して別世帯を構成する場合</li> </ul>

建築できる  
場所  
(④⑤⑥すべて)

- ④ 区域区分日前に既に宅地化された市街化調整区域内の土地で、市長に確認を受けた土地
  - ・敷地周辺の水道、雨水排水、汚水排水施設が整備され、接続可能であること。
  - ・新たな造成が必要でないこと。
- ⑤ 申請時に申請者が所有している土地
- ⑥ 災害危険区域等を含まない土地

【施行期日】

令和5年7月1日